

## 深谷市と大里郡寄居町との消防事務の委託に関する協定書

深谷市と大里郡寄居町（以下「寄居町」という。）は、深谷市と大里郡寄居町との消防事務の委託に関する規約第13条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（消防力の整備）

第1条 委託事務の管理及び執行に必要な消防力の整備については、深谷市長と寄居町長が協議して定めるものとする。

（費用負担の方法）

第2条 寄居町は、毎年度、委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）として、別表に定める算定式により計算した金額（以下「常備消防必要額」という。）を深谷市に納付するものとする。

2 委託費は、当該年度分を四半期（4月、7月、10月、1月）ごとにそれぞれ四分の一納付するものとする。

（委託費の通知）

第3条 深谷市長は、寄居町長に対し翌年度の委託費の額を、次のとおり通知するものとする。

（1） 翌年度の概算委託費については、前年11月下旬までに通知するものとする。

（2） 翌年度の委託費については、深谷市の当初予算議決後速やかに通知するものとする。

（消防団の組織等の変更）

第4条 寄居町長は、寄居町の消防団の組織、管轄区域、定員等を変更しようとするときは、あらかじめ深谷市長と協議しなければならない。

（消防団の現場活動）

第5条 寄居町の消防団は、災害発生時において現場活動を行うときは、深谷市の消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

（他の市町村との相互応援協定に関する事前協議）

第6条 寄居町長は、寄居町の消防団に関し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により、他の市町村と消防に関する相互応援協定を締結し、又は変更しようとするときは、あらかじめ深谷市長と協議しなければならない。

（損失補償）

第7条 次に掲げる寄居町の区域内での損失又は損害の補償に要する経費は、寄居町が負担するものとする。ただし、深谷市に重大な過失があったときは、深谷市長及び寄居町長が協議の上、決定するものとする。

（1） 消防法（昭和23年法律第186号）第6条第3項及び第4項に規定する火災予防措置命令に伴う防火対象物に対する損失補償

（2） 消防法第29条第3項に規定する消防活動に伴う損失補償

(3) 消防法第36条の3第1項及び第2項に規定する消防作業従事者等への損害補償

2 深谷市の職員が委託事務を遂行し、そのため死亡し、又は身体に障害を有することとなった場合において、深谷市が深谷市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成18年深谷市条例第228号)第3条の規定により殉職者特別賞じゅつ金又は殉職者賞じゅつ金若しくは障害者賞じゅつ金(以下「賞じゅつ金」という。)を支給したときは、寄居町は、当該賞じゅつ金に相当する額を負担するものとする。

3 第1項の費用及び賞じゅつ金は、常備消防必要額に含めないものとする。

(水利施設の設置等)

第8条 寄居町長は、水利施設を設置し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ深谷市長に通知しなければならない。

2 深谷市長は、寄居町の水利施設の設置等については助言することができる。

(補則)

第9条 この協定に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、深谷市長と寄居町長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成18年1月1日から施行する。

以上、協定締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年1月1日

深谷市長職務執行者 神尾 高善

大里郡寄居町長 津久井幹雄

別表（第2条関係）

常備消防必要額算定式		
深谷市の当該年度消防費の歳出予算額のうち常備消防に係る予算額	－	常備消防に係る国等の補助金、消防関係手数料及びその他の収入の合計金額
		× 寄居町の負担割合

注1 常備消防必要額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

注2 寄居町の負担割合は、次の算出方法により算出し、小数点第3位を四捨五入するものとする。

寄居町の負担割合算出方法
地方交付税法（昭和25年法律第211号）により算定された当該年度の深谷市及び寄居町の消防費の基準財政需要額の合計に占める寄居町の消防費の基準財政需要額の割合